

第21期第8回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和4年7月22日（金） 14：00～

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室（南西角）

次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

（2）内水面における共同漁業の漁場計画樹立基本方針（案）について（協議）

（3）その他

4 閉会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員 有吉 敏和 様

委員 坂本 兼吾 様

委員 中村 さやか 様

委員 藤村 美穂 様

委員 青木 正敏 様

委員 草野 剛 様

委員 今川 一洋 様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦

主事 萩原 千春

水産第1669号
令和4年7月15日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥 義



張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

張網による採捕につきましては、令和3年12月30日で許可の有効期間が満了して
います。

ついては、張網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定
めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

（担当：農林水産部水産課 萩原）

張網による採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

張網（ふくろ網を含む。）による水産動植物の採捕

2 許可の対象

- (1) 令和3年12月30日現在に、張網による採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合
- ② 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

- (2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ② 暴力団員等であること。
- ③ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

3 採捕の区域

塩田川

4 採捕の期間

令和4年9月25日から令和4年12月30日まで

5 許可の有効期間

許可の日から令和4年12月30日まで

6 条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。
- (3) 設置する漁具は1統に限る。
- (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。
- (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2cm以上）でなければならない。
- (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。
- (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

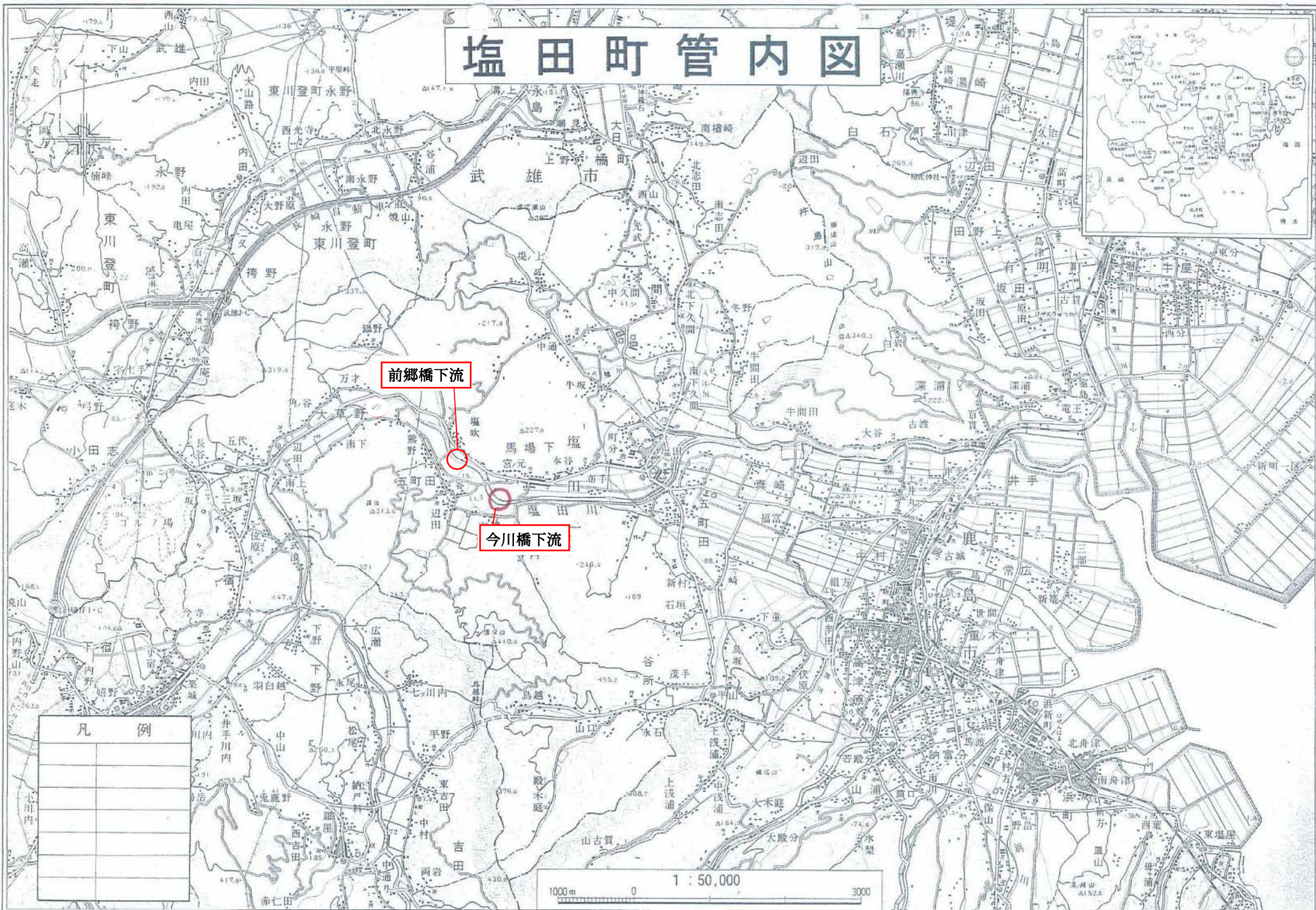
7 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和4年 月 日から施行する。

塩田町管内図



凡 例	

○令和3年度張網（ふくろ網）採捕許可者の令和2年度採捕実績一覧

許可番号	氏名	網設置日数（単位：日）					魚種別漁獲量（単位：匹）		
		9月	10月	11月	12月	合計	ウナギ	モクズガニ	その他
7001	■■■■■	0	0	0	0	0	0	0	0
7002	■■■■■	6	31	30	30	97	0	105	0
	合計	6	31	30	30	97	0	105	0
						R1実績	0	60	0

○令和3年度嬉野市放流実績（参考）

令和3年度 放流実績

日時	時間	場所	実施者	放流（対象）	放流量（kg）
2021/6/10	10:00～11:00	蜷橋周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・大草野コミュニティ ・大草野小1年生20名 ・和光幼稚園年長11名 	ウナギ	6.5
				モクズガニ	10.0
2021/6/22	10:00～11:00	八幡神社周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・久間コミュニティ ・久間小4年生25名 	ウナギ	6.5
				モクズガニ	10.0
2021/6/28	13:30～14:30	轟小学校前	<ul style="list-style-type: none"> ・轟・大野原コミュニティ ・轟小1年生25名、6年生25名 ・大野原小1・2年生7名 ・岩屋保育園年長17名 	ウナギ	8.0
				モクズガニ	8.0
2021/7/8	9:40～10:40	B & G周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・五町田コミュニティ ・五町田小4年生31名 	ウナギ	5.0
				モクズガニ	20.0
2021/7/15	14:00～15:00	畦川内周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・塩田コミュニティ ・塩田小4年生21名 	ウナギ	6.5
				モクズガニ	10.0
2021/7/27	9:50～10:50	岩ノ下 横竹ダム手前の旧道	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田コミュニティ ・吉田保育園年長19名 	ウナギ	6.5
				モクズガニ	10.0

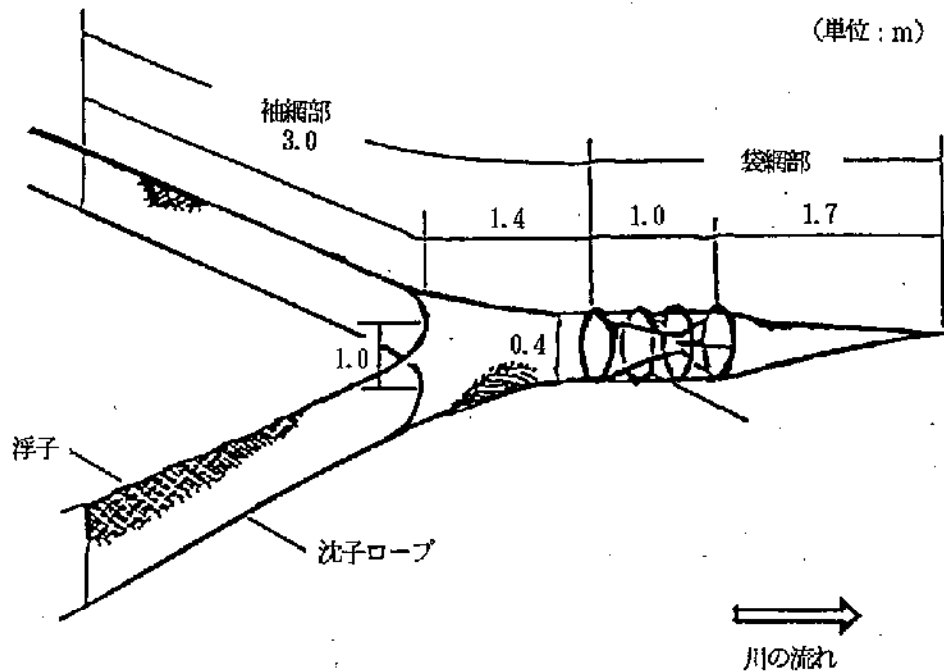
ウナギ	39
モクズガニ	60.8

ウナギ	37.5
モクズガニ	50

漁具・漁法の名称：張網

漁具の構造：袖網及び袋網から成り、途中に竹の枠と反しが付いている。

網目：1cm（目合：2cm）



漁法：両袖を付けた網筥で網の入口を河川の下流に向かって敷設し、河川を下るかにやうなぎを捕る。

袖網の代わりに栗石を置く場合もある。

漁期：9月～11月

対象魚：もくずがに、うなぎ

主な河川又は湖沼：塩田川

地方名称及び由来：ふくろ網

○佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日

佐賀県規則第63号

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾（すっぽんを採捕する場合に限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

（第2項省略）

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
（第1～7号省略）

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
(1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
(2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

（第6～8項省略）

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
（第1～6号省略）

（第10～13項省略）

内水面採捕一許可状況（R 4. 5. 1 8 現在）

採捕の種類 (第 33 条)	期 間		許可方針 (施行年月 日)	許可数 (定数)		委員会 審議月
(1) やな	1 年 R4. 2. 10～ R4. 4. 20		○ R3. 12. 22	1 名		12 月
(2) 魚ぜき				—		—
(3) 建網（建 切網、建干網及び 張切網を含む。）	3 年 R2. 2. 1～ R5. 1. 31		○ R 元. 12. 10	1 名		12 月 (3 年 毎)
(4) 流刺網	1 年 R4. 5. 1～ R4. 7. 20		○ R4. 2. 24	95 名 (137)		2 月
(5) 張網（ふ くろ網を含む。）	1 年 R3. 9. 25～ R3. 12. 30		○ R3. 8. 5	2 名		7 月
(6) よせ網 (地びき網を含 む。)	3 年 R2. 10. 1～ R5. 4. 15		○ R2. 8. 7	3 名 (15)		7 月 (3 年 毎)
(7) すっぽん 釜	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年 毎)
(8) 銚（すつ ぽんをとることを 目的とする場合に 限る。)	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年 毎)
(9) 投網（船 舶を使用する場 合に限る。)			○ 20. 5. 26	—		—
(10) う使（う 飼）				—		—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3 年より短い許可の有効期間を定めるとき（第 33 条第 5 項）は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

水産第 1580 号
令和 4 年 7 月 12 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県農林水産部水産課長

令和 5 年漁業権一斉切替えにおける内水面における漁場計画
樹立基本方針について（協議）

現在の共同漁業権については、令和 5 年 12 月 31 日をもって免許の存続期間が終了します。

については、次期漁業権一斉切替えにあたり、別添（案）のとおり漁場計画樹立基本方針を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

基本方針（案）新旧対照表

新	旧
<p>第1 総括方針</p> <p>近年、環境問題への意識の高まりとともに、各種公共事業等においても自然環境への配慮がなされるようになったが、河川・湖沼における水生生物の生息環境は依然として不安定である。また、本県においても、コイヘルペスウイルス病の発生、うなぎやあゆの遡上量の減少、カワウ、サギ類等による食害など内水面漁業をとりまく状況は一段と厳しくなっている。</p> <p>一方、余暇時間の増加とともに、遊漁をはじめとする親水性レジャーの場としての内水面に対する県民のニーズはますます高まっているところである。</p> <p>このような状況下、内水面漁業では、総じて経営基盤が脆弱である上、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が急激に好転することは難しいと思われる。</p> <p>今回の漁業権切替にあたっては、このような本県内水面における水産業の情勢を踏まえつつ、漁業法第168条に規定する内水面漁業の特殊性を考慮し、<u>「水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産</u></p>	<p>第1 総括方針</p> <p>近年、環境問題への意識の高まりとともに、各種公共事業等においても自然環境への配慮がなされるようになったが、河川・湖沼における水生生物の生息環境は依然として不安定である。また、本県においても、コイヘルペスウイルス病の発生、うなぎやあゆの遡上量の減少、カワウ、サギ類等による食害など内水面漁業をとりまく状況は一段と厳しくなっている。</p> <p>一方、余暇時間の増加とともに、遊漁をはじめとする親水性レジャーの場としての内水面に対する県民のニーズはますます高まっているところである。</p> <p>このような状況下、内水面漁業では、総じて経営基盤が脆弱である上、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が急激に好転することは難しいと思われる。</p> <p>今回の漁業権切替にあたっては、このような本県内水面における水産業の情勢を踏まえつつ、漁業法第127条に規定する内水面漁業の特殊性を考慮し、<u>「漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるとき」</u>（漁業法第11</p>

力を発展させることを目的とする」(漁業法第1条)という理念に基づき、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 内水面漁場管理委員会と連携を図ること。
- 3 第5種共同漁業については、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること及び当該漁業の免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが義務付けられていることから、これらの条件を備えていないと認められるものについては、漁場計画を樹立しないこと。
- 4 内水面漁場の現状から、原則として新規の漁場計画は樹立しないこと。
- 5 環境条件等から、操業が不可能と判断されるもの及び操業の実態がないものについては、漁場計画から除外すること。
- 6 漁業者の自主性を尊重するとともに、漁業者の慣行に配慮すること。
- 7 レクリエーションの場及び希少動植物の生息の場の確保といった漁業以外の公益的機能の増大に配慮すること。
- 8 福岡県との調整、漁業の実態等を考慮し、筑後川とその他の県内内水面に区分して取り扱うこと。

条)に基づき、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。

新設

- 1 内水面漁場管理委員会と連携を図ること。
- 2 第5種共同漁業については、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること及び当該漁業の免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが義務付けられていることから、これらの条件を備えていないと認められるものについては、漁場計画を樹立しないこと。
- 3 内水面漁場の現状から、原則として新規の漁場計画は樹立しないこと。
- 4 環境条件等から、操業が不可能と判断されるもの及び操業の実態がないものについては、漁場計画から除外すること。
- 5 漁業者の自主性を尊重するとともに、漁業者の慣行に配慮すること。
- 6 レクリエーションの場及び希少動植物の生息の場の確保といった漁業以外の公益的機能の増大に配慮すること。
- 7 福岡県との調整、漁業の実態等を考慮し、筑後川とその他の県内内水面に区分して取り扱うこと。

第2 個別方針

1 筑後川を除く県内内水面について

(1) 漁場の区域

漁場の区域は、当該水産動植物の生息範囲内でその漁業に必要な最小限度の水面とするとともに、漁業権者が管理できる範囲内とし、次により定めるものとする。

ア 原則として既存漁場の範囲内とし、漁場の拡張は認めない。また、既存漁場のうち、漁場としての利用あるいは管理がなされていない支派流等については、削除する方向で検討する。

イ 「一河川一漁業権」を原則とする。ただし、河川の性状、水産動植物の分布、増殖状況などから当原則の適用が困難と認められる場合は、実情に合わせて考慮する。

(2) 対象漁業種類

対象となる漁業種類は、当該水産動植物の積極的な増殖が可能であるものとし、次により定めるものとする。

ア 原則として既存免許漁業のとおりとする。

イ 最近の技術進歩により増殖が可能となった種類については、対象種に加える方向で検討する。

ウ 新規種類の設定にあたっては、既存生物の生態系を乱すことがないよう配慮する。

第2 個別方針

1 筑後川を除く県内内水面について

(1) 漁場の区域

漁場の区域は、当該水産動植物の生息範囲内でその漁業に必要な最小限度の水面とするとともに、漁業権者が管理できる範囲内とし、次により定めるものとする。

ア 原則として既存漁場の範囲内とし、漁場の拡張は認めない。また、既存漁場のうち、漁場としての利用あるいは管理がなされていない支派流等については、削除する方向で検討する。

イ 「一河川一漁業権」を原則とする。ただし、河川の性状、水産動植物の分布、増殖状況などから当原則の適用が困難と認められる場合は、実情に合わせて考慮する。

(2) 対象漁業種類

対象となる漁業種類は、当該水産動植物の積極的な増殖が可能であるものとし、次により定めるものとする。

ア 原則として既存免許漁業のとおりとする。

イ 最近の技術進歩により増殖が可能となった種類については、対象種に加える方向で検討する。

ウ 新規種類の設定にあたっては、既存生物の生態系を乱すことがないよう配慮する。

(3) 行使規則及び遊漁規則

資源保護培養の観点から、漁期、漁具等について検討する。また、遊漁料の徴収など第5種共同漁業権の特殊性を踏まえ、遊漁規則と行使規則の整合性について検討する。

2 筑後川における共有漁業権について

福岡・佐賀両県の漁業協同組合が管理する内共第3号については、漁業権管理に関する協定及び漁業権管理委員会規約に基づいて、円滑な漁業権管理と行使が行われていることから現状を維持する。

(3) 行使規則及び遊漁規則

資源保護培養の観点から、漁期、漁具等について検討する。また、遊漁料の徴収など第5種共同漁業権の特殊性を踏まえ、遊漁規則と行使規則の整合性について検討する。

2 筑後川における共有漁業権について

福岡・佐賀両県の漁業協同組合が管理する内共第3号については、漁業権管理に関する協定及び漁業権管理委員会規約に基づいて、円滑な漁業権管理と行使が行われていることから現状を維持する。

令和5年漁業権一斉切替えにおける漁場計画樹立基本方針（案）

（内水面）

令和5年 月 日

佐賀県農林水産部

第1 総括方針

近年、環境問題への意識の高まりとともに、各種公共事業等においても自然環境への配慮がなされるようになったが、河川・湖沼における水生生物の生息環境は依然として不安定である。また、本県においても、コイヘルペスウイルス病の発生、うなぎやあゆの遡上量の減少、カワウ、サギ類等による食害など内水面漁業をとりまく状況は一段と厳しくなっている。

一方、余暇時間の増加とともに、遊漁をはじめとする親水性レジャーの場としての内水面に対する県民のニーズはますます高まっているところである。

このような状況下、内水面漁業では、総じて経営基盤が脆弱である上、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が急激に好転することは難しいと思われる。

今回の漁業権切替にあたっては、このような本県内水面における水産業の情勢を踏まえつつ、漁業法第168条に規定する内水面漁業の特殊性を考慮し、「水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」（漁業法第1条）という理念に基づき、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 内水面漁場管理委員会と連携を図ること。
- 3 第5種共同漁業については、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること及び当該漁業の免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが義務付けられていることから、これらの条件を備えていないと認められるものについては、漁場計画を樹立しないこと。
- 4 内水面漁場の現状から、原則として新規の漁場計画は樹立しないこと。
- 5 環境条件等から、操業が不可能と判断されるもの及び操業の実態がないものについては、漁場計画から除外すること。
- 6 漁業者の自主性を尊重するとともに、漁業者の慣行に配慮すること。

- 7 レクリエーションの場及び希少動植物の生息の場の確保といった漁業以外の公益的機能の増大に配慮すること。
- 8 福岡県との調整、漁業の実態等を考慮し、筑後川とその他の県内内水面に区分して取り扱うこと。

第2 個別方針

1 筑後川を除く県内内水面について

(1) 漁場の区域

漁場の区域は、当該水産動植物の生息範囲内でその漁業に必要な最小限度の水面とするとともに、漁業権者が管理できる範囲内とし、次により定めるものとする。

ア 原則として既存漁場の範囲内とし、漁場の拡張は認めない。また、既存漁場のうち、漁場としての利用あるいは管理がなされていない支派流等については、削除する方向で検討する。

イ 「一河川一漁業権」を原則とする。ただし、河川の性状、水産動植物の分布、増殖状況などから当原則の適用が困難と認められる場合は、実情に合わせて考慮する。

(2) 対象漁業種類

対象となる漁業種類は、当該水産動植物の積極的な増殖が可能であるものとし、次により定めるものとする。

ア 原則として既存免許漁業のとおりとする。

イ 最近の技術進歩により増殖が可能となった種類については、対象種に加える方向で検討する。

ウ 新規種類の設定にあたっては、既存生物の生態系を乱すことがないように配慮する。

(3) 行使規則及び遊漁規則

資源保護培養の観点から、漁期、漁具等について検討する。また、遊漁料の徴収など第5種共同漁業権の特殊性を踏まえ、遊漁規則と行使規則の整合性について検討する。

2 筑後川における共有漁業権について

福岡・佐賀両県の漁業協同組合が管理する内共第3号については、漁業権管理に関する協定及び漁業権管理委員会規約に基づいて、円滑な漁業権管理と行使が行われていることから現状を維持する。

内水面漁業権の免許切替スケジュールについて

行事・手続

(予定)

[免許内容等の事前決定]

- 漁場計画の基本方針の第1回協議 (R4.7月)
- 漁場計画の基本方針の第2回協議 (R4.12月)
- 内水面漁場調査・行使状況ヒアリング (R5.2月～4月)
- ★「漁場計画(素案)」の作成 (R5.7月)
内水面漁場管理委員会諮問、公益機関との協議
- ★利害関係人の意見聴取(パブリックコメント、要望調査等) (R5.7月～8月)
- 「漁場計画(案)」の作成 (R5.9月)
- 公聴会開催(委員会 ⇔ 利害関係人) (R5.9月)
- 内水面漁場管理委員会開催・答申 (R5.9月)
- 「漁場計画」の決定・県告示(県HP掲載) (R5.9月)

[免許申請]

- 免許等申請事務説明会 (R5.10月)
- 申請漁協臨時総会(水産業協同組合法第50条による特別議決事項)
(R5.10月中開催)
- 免許申請(漁協⇒知事) (R5年11月)
 - ①漁業権行使規則及び遊漁規則認可申請
- 内水面漁場管理委員会諮問(知事⇒委員会)
- 内水面漁場管理委員会審議
(適格性の審査・優先順位の審査)・答申(委員会⇒知事)
- 免許(知事⇒漁協)～(R6年1月1日)
 - ①漁業権行使規則及び遊漁規則認可